「ミムリン学習塾」の指導者募集について

美里町教育委員会では、町内在住の中学生を対象に学習教室を実施します。中学生の学習教室の指導者としてお手伝いをいただけるかたを募集します。

まずはお気軽にお問い合わせください。募集内容は以下のとおりです。

【仕事の内容】

中学生の学習教室の指導者

【応募の条件】

次のいずれかの条件に該当するかた

・子どもに勉強を教えるのが好き、または将来教職を志す学生（勉強を教えた経験がないかたや高校生も大歓迎です！）
・学校、学習塾などで指導経験のあるかた
・教員免許状を有するかた（現職の教員以外）

【募集人員】

４名程度（応募後の面接にて決定いたします。）

【勤務予定日】

＜中学３年生の部＞
12月16日㈬　午後３時10分～４時40分
17日㈭　午後２時40分～４時40分
21日㈪　午後３時10分～４時40分
22日㈫　午後２時40分～４時40分

＜中学１・２年生の部＞
12月24日㈭　午後１時20分～４時20分
25日㈮　午後１時20分～４時20分
※時間につきましては、変更になる場合があります。

【開催場所】

美里町立美里中学校



【募集期間】

11月２日㈪～11月27日㈮

【謝金】

中学３年生の部　１時間半・１コマ・1,800円
２時間・１コマ・2,400円
中学１・２年生の部　３時間・１コマ・3,600円

【申込み】

問合せ先にご連絡ください。
（電話の場合は、午前９時～午後５時）
✉gakkyo@town.saitama-misato.lg.jp

問合せ＝教育委員会事務局　学校教育課　☎76-0201

子どもたちの笑顔と安全を守る「見守りボランティア」を募集しています！

小・中学校の児童生徒が毎日安心して登下校できるよう、地域で見守り活動を行っていただけるかたを随時募集しています。

活動は「週１回から」「朝の登校時間のみ」など、ご自身のライフスタイルに合わせて無理のない範囲でご活動いただけます。特別な資格や経験は必要ありません。

それぞれのペースで地域の子どもたちを見守り、安全・安心なまちづくりに一緒に取り組みましょう！　皆さまのご協力を心よりお待ちしています。



申込み・問合せ＝
松久小学校　☎76-1355　大沢小学校　☎76-0390
東児玉小学校　☎76-0335　教育委員会事務局　学校教育課　☎76-0201

学習支援ボランティアを募集します

小学生・中学生・高校生のための学習支援教室で、勉強を教えていただけるボランティアを募集します。無償ですが、交通費とボランティア保険の加入費は負担します。

【対　象】

◎学生
（大学生、専門学校生、短期大学生、通信大学生）
◎社会人

【活動日】

都合のよい日だけでも可
◎毎週月曜日午後6時～8時30分
◎毎週金曜日午後6時～8時30分
◎毎週土曜日午後5時～7時30分

申込み・問合せ＝
一般社団法人　彩の国子ども・若者支援ネットワーク　横田（学生担当）、山浦（社会人担当）
☎048-831-2688
✉shiennet-honbu-vo@pony.ocn.ne.jp

高齢者虐待は迷わず通報しましょう

高齢者虐待とは？

「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」では、家族などの養護者（介護者）または養介護施設従事者などによる次のような行為が「高齢者虐待」と定義されており、発見者は、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は町へ通報する義務があります。

身体的虐待

身体を傷つけたり、本人の意思に反して動けなくさせたりすること

・平手打ちをする、殴る、蹴る、つねる
・無理やり食べさせる
・縛りつける
・部屋に閉じ込める

介護・世話の放棄・放任

身の回りの世話をしないことにより健康を損なわせること

・入浴させない、不潔な状態にする
・水分や食事を十分に与えない
・ひどい環境で生活させる
・病気やけがをしても受診させない

心理的虐待

脅しや、失礼な言葉や態度、無視、嫌がらせにより苦痛を与えること

・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
・子ども扱いする
・意図的に無視する
・排泄の失敗をあざ笑い、恥をかかせる

性的虐待

性的なことをしたり、無理にさせたりすること

・排泄の失敗に対し、罰として下半身を裸のまま放置する
・わいせつな行為をする
・性的な行為を強要する

経済的虐待

勝手に財産や金銭を使用したり、金銭の使用を理由なく制限したりすること

・日常生活に必要な金銭を渡さない
・本人の自宅などを無断で売却する
・本人の年金や預貯金を勝手に使う

自覚がないまま虐待してしまうことも…

虐待をしている当事者は、自分が虐待をしていることを自覚していない場合があります。

また、「高齢者のために」と思ってしていることが虐待につながっている場合もあります。

「虐待かも？」と思ったときは…

「高齢者虐待防止法」により、高齢者虐待を発見したときは市区町村へ通報することが求められています。右記の相談窓口に連絡してください。

通報することで虐待を未然に防ぐことができたり、適切なサービスの利用につなげることで介護者の負担を軽減することもできます。

『介護している人への支援』という観点からも、迷ったらまずは相談・通報してください。

「高齢者虐待防止法」は、高齢者が尊厳を保持しながら暮らし続けられるように虐待の防止と保護のための措置、また、高齢者を支える養護者の負担軽減を図るために制定されたものです。

平均寿命が長くなった今日、誰もが高齢者を支え、自らも高齢者として支えられる可能性があります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域のネットワークを活用して住みやすい美里町を築いていきましょう。



問合せ・相談窓口

介護福祉課　介護高齢者係　☎76-5132
地域包括支援センター　☎76-1325